

第 19 回
西宮市子ども・子育て会議

【資料 A】

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成 29 年度						
	第 18 回 4.24	第 19 回 5.30	第 20 回 H29.7	第 21 回 H29.8	第 22 回 H29.10	第 23 回 H29.11 (予備日)	第 24 回 H30.2
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化							
計画の構成	●						
記載事項の決定	○	○	○	○	●		
第 1 編 計画の策定にあたって							
第 2 編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状		○	○	○	●		
第 3 編 計画の基本的な考え方	○	○	○	○	●		
第 4 編 計画の施策内容 施策体系・重点施策・施策の展開	○	○	○	○	●		
第 5 編 計画の推進にあたって				○	●		
第 6 編 資料集 量の見込みの見直し			○	○	●		
計画全体の審議				○	○※		●
西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価							●

○＝審議、●＝審議終了（確定）

※平成 29 年 10 月（予備日 11 月）に素案を確定させ、平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月（予定）に
パブリックコメントを実施

第18回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

議事（1）新プランの構成について

事務局から、新プランの構成案について説明を受けたところ、次の意見、質問が出された。

- ・7年の計画期間中にどのようなサイクルにて評価、見直しをするのか。
⇒基本目標1～3に掲げる事業の数値目標については、毎年、進捗管理を行う。
重点施策の目標や成果指標についても、毎年度または中間見直しにて確認する予定。

議事（2）新プランの重点施策について

事務局から、新プランで重点施策として掲げる7つの施策案の説明を受けたところ、次の意見、質問が出された。

- ・労働人口が減っている中で、地域の資源を使っていくことが必要である。
仕事を辞められた方などを含めた地域コミュニティで子育て支援をしていくような取組についても計画の中に掲げたほうがよい。
- ・重点施策「教育・保育の充実」について、教育とはどの年齢までを含めるのか。
⇒幼児教育を重点に考えている。小学校以降の教育については教育委員会の所管する計画にて明記してある。
- ・就学前から小学校の接続が非常に重要であるので、就学前に留まらず、小学1・2年生までを見据えた内容にしたほうがよい。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園それぞれの中での、インクルーシブ教育の推進を図ってほしい。
- ・「放課後の子供の居場所づくり」について、単に場所を提供するのではなく、西宮市として放課後がどういう育ちをしていくかということも記載したほうがよい。
- ・子育て総合センターでは、子育て支援を行う団体への研修を実施しているが、団体は受講できないため、全ての団体への具体的な支援を早急をお願いしたい。
場所の確保や広報の面で市との連携体制があれば、もっと担い手は増えるし、情報も行き渡る。
市として、団体への支援を計画に含めているのか。
⇒一般の子育て支援のサークルに対するさらなる情報収集や支援が今後必要であると考えている。
- ・「障害のある子供への支援」として、目に見える障害に限らず、発達障害や高機能自閉症などの子供達への支援も含めて、取り組んで欲しい。

• 児童相談所の設置が中核市においても可能となったが、計画の中で言及するか。

また「社会的支援」という言葉では、社会で支えるといった意味が伝わりにくいため「地域の支援」など言葉を検討したほうがよい。

⇒西宮市としては児童相談所の設置について、現在は考えていない。他市の状況も見ながら、今後研究していきたい。市としては、子ども家庭総合支援拠点の整備を優先的に行いたい。

第 19 回西宮市子ども・子育て会議 審議等事項

報告（１）平成 29 年度の教育・保育施設及び地域型保育事業の状況等

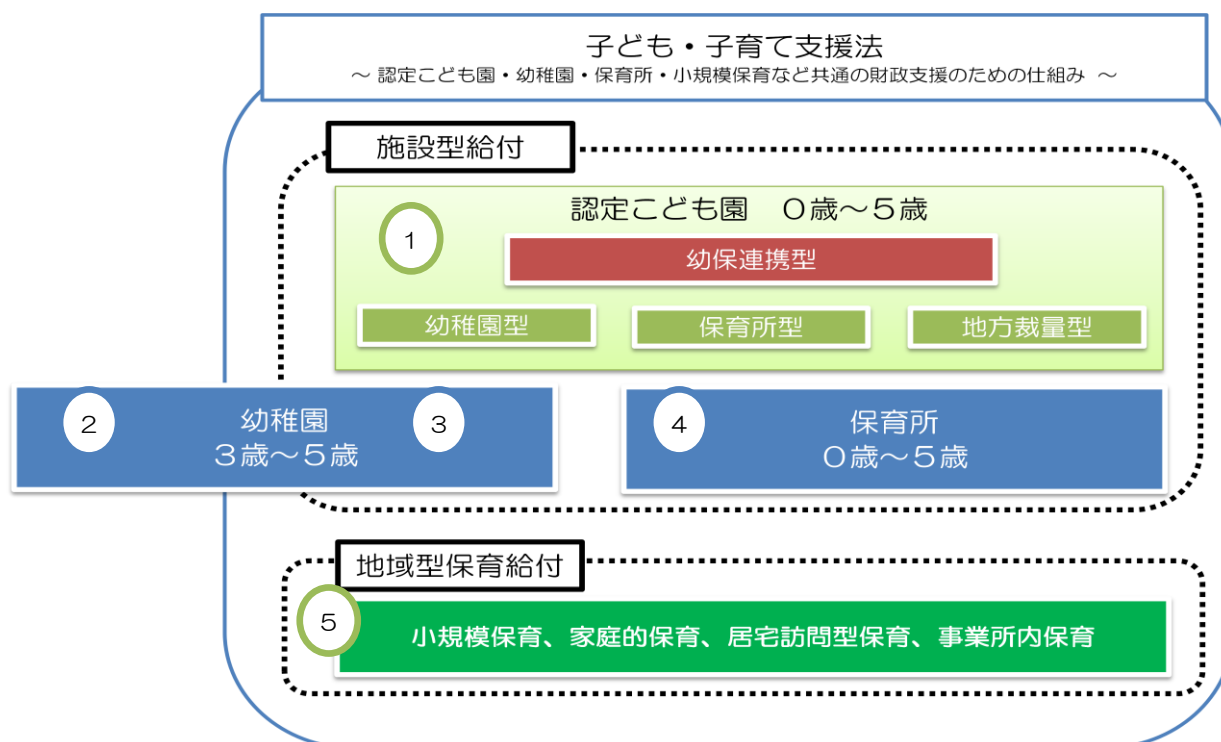
幼稚園、保育所、認定こども園等に入園・入所児童数等について、事務局から報告を受ける。

議事（１）（仮）西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】

「第 2 編子供・子育てを取り巻く本市の現状」、また「第 4 編計画の施策内容 重点施策」について、説明を受けた後、質疑応答を行う。

報告（1）平成 29 年度の教育・保育施設及び地域型保育事業の状況等

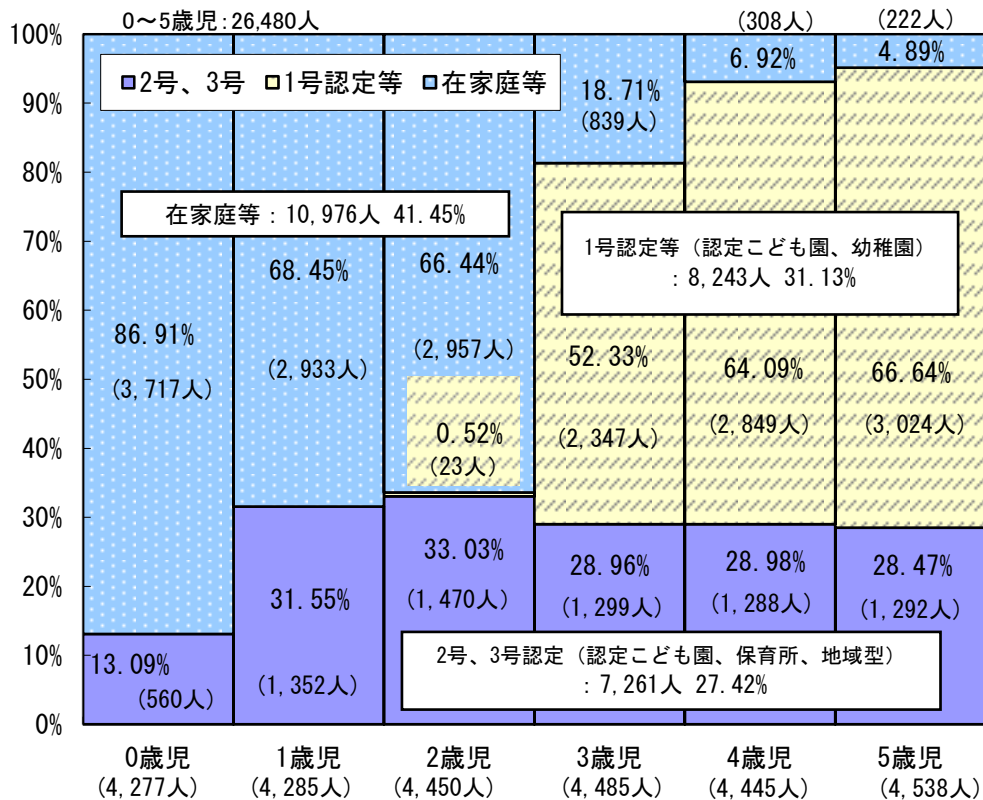
【教育・保育施設及び地域型保育事業への入園・入所状況】



種 別		施設数 (園)	利用者数 (人)				
			1号	2号	3号	計	
①	認定こども園	幼保連携型 (分園含む)	9	0	522	330	852
		幼稚園型	2	399	65	17	481
		保育所型	0	—	—	—	—
		地方裁量型	0	—	—	—	—
②	(従来制度) 私立幼稚園	33	6,528	—	—	6,528	
③	(新制度) 幼稚園	公立	19	925	—	—	925
		私立	5	391	—	—	391
④	保育所	公立	23	—	1,552	957	2,509
		民間(分園含む)	39	—	1,712	1,443	3,155
⑤	小規模保育事業		41	—	23	526	549
	家庭的保育事業		15	—	4	57	61
	居宅訪問型保育事業		0	—	—	—	—
	事業所内保育事業		5	—	1	52	53
合 計			191	8,243	3,879	3,382	15,504

※ 1号認定等は平成 29 年 5 月 1 日現在の利用者数、2号、3号認定は平成 29 年 4 月 1 日現在の利用者数。

【年齢別就学前児童の居場所】



※1 就学前児童数は、平成29年4月1日現在。

※2 1号認定等は平成29年5月1日現在の利用者数、2号、3号認定は平成29年4月1日現在の利用者数。

※3 在家庭等は、就学前児童のうち、教育・保育施設（私学助成を受ける私立幼稚園を含む）、地域型保育事業を利用していない児童。よって、認可外保育施設の利用者は在家庭等に含まれる。

【平成28年度と平成29年度との比較】

	平成28年度	平成29年度	差
就学前児童数 (各年4月1日)	26,995人	26,480人	-515人
在家庭等	11,400人 (42.23%)	10,976人 (41.45%)	-424人
1号認定等	8,455人 (31.32%)	8,243人 (31.13%)	-212人
2号、3号認定	7,140人 (26.45%)	7,261人 (27.42%)	+121人